

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2021年12月13日(月) No.453

名古屋北部民主商工会  
〒462-0035 北区大野町3-19  
TEL (052)915-8111  
FAX (052)915-8111  
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

## 県中小企業等応援金の10月分申請12/7から始まる！締切1/14！

### 昨年10月の調査が延期、申告書提出に！ 「これからは民商で自主計算、インボイスなど しっかり勉強していきたい」

平安支部のAさん（建設業）の税務調査が、中止のまま終了しました。

昨年の10月に「H27年分からの申告について…電話連絡のお願い」と調査の呼び出しの手紙が税務署から届いたAさんは、親方から聞いていた民商のことを思い出し、すぐに入会。以前から、営業所得があったものの、2018年（平成30年）頃から、会社員にもなり、給与を受け取り社保に加入もしていたため、申告の必要性も考えずにきていました。また、2014年ごろから、身体障害者手帳も第I種1級の重度の心臓病も抱え、10月前後もペースメーカーの電池交換手術とその際の菌感染により、2度の入院もありました。とても、税務調査を受けられない状況でもあり、「税務調査の中止を求める要望書」を、退院証明書・身体障害者手帳・医師の診断書と合わせ、提出。本人の健康状況やコロナ禍での感染のおそれもあるため、担当署員から、「令和3年の4月まで様子を見ます」の返答が。今年4月13日に期限後の集団申告「4.13」行動で、R02年分の申告を提出したところ、担当署員から、「申告のお手伝いをしたい」との連絡がありました。前年からの手術の影響や税務調査の心痛で体調も悪く、電話で抗議。「(4/21当時)まん延防止措置中であり、今にも、緊急事態宣言が発令かという状況。先回の税務署からの電話で体調も悪く、今後の仕事も入れないように会社に頼んでいる」と説明すると、担当署員も「ではどうするか一度上の方と相談します」と回答があり、後に、「調査は延期です。調査ではなく、無申告なので、申告を提出してほしい。H28年から、R01年の申告書の提出を。病気もあるのです、Aさんの体調に合わせて提出してほしい」との回答が得られました。



4月27日には所属する支部で税務調査対策会議を開き、大谷副会長や橋本支部長（常任理事）も参加して、アドバイスを受けました。そして12月3日に4年間分の申告書を添付書類とあわせて、税務署に提出。Aさんは、「やっと提出が終わり、ほっとしました。また調査が復活するのではと心配ですが、今後は民商で自主計算やインボイス制度についてももしっかり勉強していきたい」と明るい表情で語っていました。

### ハラスメント対策を考える④ 弁護士 加藤悠史(名古屋北法律事務所)

前回はパワハラの内容を紹介しましたが、定義に基づいて、厚生労働省がパワハラについて6つの行為類型にまとめていますので、具体的に紹介していきます。

- ①1つ目は「身体的な攻撃」です。殴ったり蹴ったりがパワハラなのは分かりやすいですね。
- ②2つ目は「精神的な攻撃」です。度々、ミスを繰り返す労働者に強く注意をしたりすることはありえますが、その際に、「バカ」とか「給料泥棒」などと相手の人格を否定する発言をすればパワハラになりえます。そうした人格否定発言は、業務上の指揮命令には不必要なのです。他にも、必要以上に長時間注意を繰り返したり、あえて、他の人の前で叱責したりするなど、労働者の指導に必要な範囲を超える場合にはパワハラになります。
- ③3つ目が「人間関係からの切り離し」です。平たく言えば無視ですね。一人だけの部屋をあたえて仕事をさせないなどの例があります。
- ④4つ目は、「過大な要求」です。労働者を教育するために、少し高い目標を持たせることはありますが、誰が見ても到底達成できそうにないノルマを与えたりすると、それ自体がパワハラになります。⑤5つ目は「過小な要求」です。4つ目とは逆に、仕事を与えないとか、能力がある人に雑用ばかりさせるなどもパワハラになります。
- ⑥最後に「個の侵害」として、過度にプライベートに立ち入ることもパワハラになりえます。家族の状況のヒアリングなどは必要な場合もありますが、それを超えて個人を管理したり、私物をチェックしたりすることは許されないことなのです。

このようにパワハラの類型化はされていますが、重要なことは、その時々、その言動が本当に業務のために必要なことかどうか、立ち止まって考えてみることです。